

## 在宅医療において積極的役割を担う医療機関一覧

		R7.4.1時点	追加	辞退	R8年度更新
【北部】	北区	4	0	0	4
	都島区	4	1	0	5
	淀川区	5	1	0	6
	東淀川区	4	0	0	4
	旭区	10	1	0	11
【西部】	福島区	2	1	1	2
	此花区	7	0	0	7
	西区	6	0	0	6
	港区	5	0	0	5
	大正区	7	0	0	7
	西淀川区	8	0	0	8
【東部】	中央区	5	0	0	5
	天王寺区	11	2	0	13
	浪速区	6	1	0	7
	東成区	23	1	0	24
	生野区	21	4	1	24
	城東区	3	0	0	3
	鶴見区	7	0	0	7
【南部】	阿倍野区	1	0	0	1
	住之江区	4	1	0	5
	住吉区	1	0	0	1
	東住吉区	2	5	0	7
	平野区	3	2	0	5
	西成区	3	1	1	3
合計		152	21	3	170



## 別紙

(令和8年1月13日現在)

## 【南部】

所在地	No.	医療機関名称	R8年度更新（予定）
阿倍野区	1	医療法人相愛会 相原第二病院	
住之江区	1	医療法人 弘善会 矢木クリニック	
	2	医療法人旭医道会 中村クリニック	
	3	社会医療法人三宝会 南港クリニック	
	4	社会医療法人三宝会 南港病院	
	5	さくま診療所	追加
住吉区	1	医療法人寿甲会 李クリニック	
東住吉区	1	医療法人 山口クリニック	
	2	社会福祉法人愛徳福祉会 南大阪小児リハビリテーション病院 ※拠点（重症心身障がい児者医療コーディネート事業室）に対応	
	3	医療法人和田医院	追加
	4	医療法人 金子外科	追加
	5	川合内科・小児科	追加
	6	医療法人医道会中島医院	追加
	7	医療法人森医院	追加
平野区	1	医療法人 酒井診療所	
	2	医療法人サンスター みつばしリンククリニック	
	3	医療法人寺西報恩会 長吉総合病院	
	4	医療法人 林診療所	追加
	5	医療法人千わたの花 本町井上クリニック	追加
西成区	1	大阪きづがわ医療福祉生活協同組合 西成民主診療所	
	2	医療法人嘉健会 思温病院	
	3	医療法人亀寿会 とまとクリニック	辞退
	4	一般社団法人飛信会 ふくろうクリニック西成院	追加

## 【参考】在宅医療に必要な連携を担う拠点及び在宅医療において積極的役割を担う医療機関について

「在宅医療の体制構築に係る指針」による在宅医療の提供体制イメージ



出典 厚生労働省「第6回在宅医療及び医療・介護連携に関するWG」資料（令和4年9月28日）

### 在宅医療に必要な連携を担う拠点一覧

二次医療圏	対象地域	法人・団体名称
大阪市 24拠点	都島区	都島区・相談支援室 <sup>注1</sup>
	福島区	福島区・相談支援室 <sup>注1</sup>
	此花区	此花区・相談支援室 <sup>注1</sup>
	西区	西区・相談支援室 <sup>注1</sup>
	港区	港区・相談支援室 <sup>注1</sup>
	大正区	大正区・相談支援室 <sup>注1</sup>
	天王寺区	天王寺区・相談支援室 <sup>注1</sup>
	浪速区	浪速区・相談支援室 <sup>注1</sup>
	西淀川区	西淀川区・相談支援室 <sup>注1</sup>
	東淀川区	東淀川区・相談支援室 <sup>注1</sup>
	東成区	東成区・相談支援室 <sup>注1</sup>
	生野区	生野区・相談支援室 <sup>注1</sup>
	旭区	旭区・相談支援室 <sup>注1</sup>
	城東区	城東区・相談支援室 <sup>注1</sup>
	阿倍野区	阿倍野区・相談支援室 <sup>注1</sup>
	住吉区	住吉区・相談支援室 <sup>注1</sup>
	東住吉区	東住吉区・相談支援室 <sup>注1</sup>
	西成区	西成区・相談支援室 <sup>注1</sup>
	淀川区	淀川区・相談支援室 <sup>注1</sup>
	鶴見区	鶴見区・相談支援室 <sup>注1</sup>
	住之江区	住之江区・相談支援室 <sup>注1</sup>
	平野区	平野区・相談支援室 <sup>注1</sup>
	北区	北区・相談支援室 <sup>注1</sup>
	中央区	中央区・相談支援室 <sup>注1</sup>
	大阪市	重症心身障がい児者 医療コーディネート事業室 <sup>注2</sup>

注1 大阪市各区、相談支援室、大阪市（健康局）：共同して連携の拠点となります。なお、各相談支援室は、地区医師会等に委託します。

注2 大阪市は、重症心身障がい児者医療コーディネート事業室の業務を大阪発達総合療育センターに委託しています。当センターでは、大阪市に住民登録があり、身体障がい者手帳1級又は2級に加え、療育手帳Aを交付された重症児童を対象として、業務を行っています。